

	質問対象資料			質問内容	回答
No.	資料名	ページ	項目		
1	募集要項	7	(8) 条例改正の検討	指定期間前・期間中に検討している条例改正について、現時点で想定している改正内容、改正時期、指定管理業務への影響を可能な範囲で具体的に示していただきたい。 特に、利用料金、休所日、利用時間、利用対象者・利用目的等について変更を予定している事項はあるか。	社会情勢の変化により施設運営の在り方について全庁で協議をしている最中であり、当該情報については検討中のため現時点でお示しできるものはございません。なお、リスク分担において法令の変更による管理運営への影響は市のリスクとしています。
2	仕様書（少年自然の家等）	13	(4) 収入の還元	「利用者から得る収入が提案時の想定を大きく上回った場合」の「大きく上回る」の判断基準はあるか。収入還元について、還元額の算定方法・割合・基準等について市として想定しているものはあるか。	判断基準、還元方法等は事業者の提案により、市との協議で決定します。
3	仕様書（少年自然の家等）	14	(3) 大規模災害発生時の措置	少年自然の家が大規模災害時の派遣警察部隊集結地となる場合、指定管理者に求められる具体的な役割、職員配置、備蓄、施設提供等について示していただきたい。また発生する費用負担（水光熱費など）は誰が負うのか示していただきたい。	具体的な役割等については富士市との協議によります。 有事の際の当該施設にかかる経費は、協定書に基づき富士市の責任で原則として富士警察署（静岡県警）が負担します。
4	募集要項	5	11(2) 提出書類	第10号様式(10-1～10-17)について、各様式の記載欄を超えて複数枚、また別紙を添付することは可能か。	可能です。
5	募集要項	6	12(3)(4) プレゼンテーション	プレゼンテーションで使用する資料について、提出済みの事業計画書の内容を補足する資料を使用することは可能か。	募集要項P6に記載のとおり応募内容の変更または追加は認められませんが、事業計画書に記載されている内容に関して説明する資料を使用することは可能です。
6	仕様書（少年自然の家等）	11～12	6(1) 指定管理料	少年自然の家及び青少年の家について、過去3か年の収支実績（光熱水費、委託料の項目別内訳、修繕費、人件費、食堂運営に係る収支等）を提供いただけますでしょうか。丸火自然公園については維持・修繕費の内訳が示されている一方、指定管理料上限額がより大きい少年自然の家等については同種の内訳が示されていないため、収支計画の作成にあたり必要と考えております。	市ウェブサイトをご参照ください（参考資料1）。
7	仕様書（少年自然の家等）	17	11(3) 物品等の帰属	市の所有に属する物品・備品について、現行の備品台帳（品目・数量・取得年次）及び老朽化の状況が分かる資料を提供いただけますでしょうか。	既存の台帳については、市ウェブサイトをご参照ください。（参考資料2）。 老朽化状況がわかる資料は提供できません。
8	仕様書（少年自然の家等）	11	6(1) 指定管理料	5年総額の上限額について、年度間の配分の考え方をご教示ください。開設準備や備品更新等のため、初年度に重点配分する内容の提案を行うことは可能でしょうか。	予算の都合上、年度ごとの上限額は決まっています。 配分額は、物価の上昇を見越し経年に従って若干上昇するよう設定しています。
9	仕様書（少年自然の家等）	13	6(4) 収入の還元	「収入の還元」について、「提案時の想定を大きく上回った」と判断する基準（超過率等）及び還元割合の目安をご教示ください。また、これまでに還元が行われた実績はありますか。	判断基準等については、No.2のとおりです。 少年自然の家等においてこれまでに還元が行われた実績はありません。
10	仕様書（少年自然の家等）	12	6(3) 利用料金の減免	市内小中学校の正規の授業に係る全額免除等の減免による減収は、指定管理料の積算に織り込まれているという理解でよろしいでしょうか。あわせて、直近3か年の減免額の実績をご教示ください。	指定管理料の積算に織り込まれています。 減免対象人数は令和5年度10,243人 1,853,940円、令和6年度9,896人 1,939,480円、令和7年度8,873人 1,745,080円です。
11	仕様書（少年自然の家等）	12	6(2) エ利用料金	利用料金の納入方法について、丸火自然公園では「指定管理者が導入する電子決済システム」が明記されている一方、少年自然の家等では現金納付又は金融機関納付のみの記載となっています。少年自然の家等においてもキャッシュレス決済を導入することは可能でしょうか。	可能です。

No.	質問対象資料			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
12	別紙4 野外活動事業の概要		Ⅱ. 1(1)エ、ク、Ⅳ ししどて学級	ししどて学級について、(1)エでは「1泊2日×4回、2泊3日×1回、合計6泊11日」とされている一方、クの令和7年度の日程は5回とも1泊2日(5泊10日)となっています。また指定管理料は「令和元年度の規模」で積算されているとのことですが、令和元年度及び令和7年度それぞれの定員・開催回数・泊数をご教示ください。提案にあたってはいずれの規模を前提とすべきでしょうか。また、令和7年度の応募率及び満足度をご教示ください。	令和元年度 定員110人、開催回数5回、泊数6泊 令和7年度 定員98人、開催回数5回、泊数6泊 提案は令和7年度実績を前提としてください。 令和7年度 応募率101%、満足度96点 別紙4については記載誤謬があります。10月11日(土)～13日(月祝)(2泊3日)が正しいため、訂正します。
13	仕様書(少年自然の家等)	7	4(1)イ(ア)・(イ) 食堂運営	食堂運営業務について、現行の年間提供食数、売上高、原価率及び月別の変動が分かる資料をご提供いただけますでしょうか。	現在、食堂の運営については指定管理者が委託しております。提供食数については市で把握しておりませんが、令和7年度収支決算報告書では、当該委託費が550万円となっております。(参考資料1)
14	仕様書(少年自然の家等)	7	4(1)イ(イ) 食堂運営	「食堂運営を持続的に行えるよう固定費の一部(清掃、衛生、消毒、ごみ処理代等)を指定管理料から負担する」とされている部分について、対象となる経費の具体的な範囲と実績、指定管理料に織り込まれている想定金額をご教示ください。	市ウェブサイトをご参照ください(参考資料1)。 決算報告書の該当箇所を参照してください。
15	仕様書(少年自然の家等)	7	4(1)イ(イ) 食堂運営	食料料金の改定に係る教育委員会の承認について、標準的な所要期間をご教示ください。また、原材料費の高騰等を理由とする年度途中の改定は可能でしょうか。	改定を予定する前年度の7月頃までには次年度の改定価格を協議により確定していただく必要があります。 年度途中の改定は、市との協議によります。
16	仕様書(少年自然の家等)	17	11(2)イ 経理に関する事項	施設の電力供給について「市が所管する他施設と同様に特定電気事業者と契約を締結すること」とされていますが、契約主体は市と指定管理者のいずれでしょうか。また現行の契約先及び単価をご教示ください。	契約主体は指定管理者です。現行の契約先は静岡ガス株式会社です。単価については、公開できません。
17	別紙4 野外活動事業の概要		Ⅱ Ⅳ 各事業について	野外活動事業について、事業別の収支実績(参加費収入、指導員謝金の単価・人数、講師謝金、写真撮影の外部委託費、貸切バス賃上費等)をご教示ください。	市ウェブサイトをご参照ください(参考資料1)。 決算報告書の該当箇所を参照してください。 個別の収支については公開できません。
18	別紙4 野外活動事業の概要		Ⅲ 開催に際しての課題	別紙4の「開催に際しての課題」で、熱中症対策等の観点から実施方法の見直しの必要性が示されています。事業の内容・開催回数・定員・開催時期について、指定管理者からの変更提案は認められますでしょうか。その場合の手続きについてもご教示ください。	変更提案は認められます。 手続きは市との協議によります。
19	仕様書(少年自然の家等)	10	5(1) 組織体制・人員配置	市が想定する最低限必要な人員数及び職種構成(常勤・非常勤の別を含む)をご教示ください。また、所長(統括責任者)及び副統括責任者の常勤要件と、丸火自然公園業務との兼務の可能な範囲についてもご教示ください。併せてプレゼンテーションに参加必須とされている「管理責任者」は所長を指しますでしょうか。もしくは会社内の管理責任者でよろしいでしょうか。	所長・副所長及び運営に必要な職員です。 参考までに現在の職員数は常勤職員6名と繁忙期のアルバイト2名です。この他に、食堂業務の受託会社から非常勤職員8名が食堂で勤務しています。 常勤要件は、開所日は8時30分から17時15分の時間で所長もしくは副所長が常駐することとしています。 所長と副所長が丸火自然公園業務を兼務する範囲に制限はありません。 管理責任者は「所長」を指しています。
20	仕様書(少年自然の家等)	10	5(1) 組織体制・人員配置	現指定管理者における職員数及び雇用形態をご教示ください。また、指定管理者が交代する場合の現職員の雇用継続について、市としての考え方や要請の有無をご教示ください。	所長1名、副所長1名 指導員4名 指導員(非常勤)2名です(食堂運営業務は委託)。 従業員の雇用の安定を確保するため、現指定管理者の従業員から雇用継続の希望がある場合は、可能な限り調整に努めてください。
21	募集要項	4	11(2)⑦ 提出書類	事業計画書における収支計画について、年度別と5年総額のいずれで記載すべきかをご教示ください。	年度別で記載してください。
22	募集要項	4	10 質問回答	質問に対する回答が令和8年9月4日目途とされており、応募書類の受付開始日と同日となります。回答内容を踏まえた追加質問を受け付けていただくことは可能でしょうか。	受付できません。

No.	質問対象資料			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
23	仕様書（丸火自然公園）	1	1（2）	キャンプ場年間利用者2,700人以上の目標は令和13年度の目標とされているが、指定期間中の各年度についても目安となる目標値があるか。	各年度の目標値については、業務状況評価のため市と指定管理者の協議により決定します。令和9年度から令和12年度について、現時点で示すことのできる数値はありません。
24	仕様書（丸火自然公園）	1	1（3）イ	「丸火自然公園内森林管理指針」について、最新版及び指定期間中に想定される改訂の有無を確認したい。	「丸火自然公園内森林管理指針」について、市ウェブサイトをご参照ください（参考資料3）。現在、改訂の予定はありませんが、今後、改訂する必要があると判断した場合には、改訂を検討します。
25	仕様書（丸火自然公園）	4	（2）エ	丸火自然公園における倒木処理について、危険木の伐採・撤去費用のうち指定管理者負担となる範囲を明確にしていきたい。	倒木については、仕様書P4（エ 施設補修・修繕業務（エ））に記載のとおりです。危険木（倒木の恐れのある立木）については、都度、市と協議するものとします。
26	仕様書（丸火自然公園）	5～6	（オ）ウ	「関係法令の定めにより必要な法定点検を確実に実施し、常時適法な状態に維持する」とありますが、丸火自然公園内の遊具について、現在指定管理者が実施している点検は、関係法令に基づく法定点検として位置付けられているものか。また、その点検を実施する事業者求められる資格・専門性等の要件について、市の考え方を示してください。	関係法令に基づいて法定点検として位置づけられているものではありません。点検については、公園施設点検管理士・公園施設製品安全管理士・公園施設点検技士・公園施設製品整備技士または一般社団法人日本公園施設業協会が開催する遊具の日常点検講習会を受講した者による点検を求めるものです。
27	仕様書（丸火自然公園）	7	（4）	「利用者から得る収入が提案時の想定を大きく上回った場合」の「大きく上回る」の判断基準はあるか。収入還元について、還元額の算定方法・割合・基準等について市として想定しているものはあるか。	No. 2のとおりです。
28	仕様書（丸火自然公園）	1	1（3）イ	管理・運営に当たって整合に留意することとされている「丸火自然公園内森林管理指針」について、内容を確認したいため、写しを提供いただけますでしょうか。	No. 24のとおりです。
29	仕様書（丸火自然公園）	7	6（1）	丸火自然公園に係る指定管理料の支払回数・支払時期の考え方をご教示ください。少年自然の家等については年4回分割との記載がありますが、丸火自然公園については記載がないため確認させてください。	指定の議決後に締結する基本協定書において、支払回数を定めます。支払時期については、市と指定管理者の協議により定めます。市としては、年2回分割（5月、11月）を予定しています。
30	仕様書（丸火自然公園）	1, 3	1（2）ア、3（6）	利用者数の目標が「キャンプ場年間利用者数3100人」とされている一方、利用実績表は「炊飯棟のみの利用者含む」と注記されています。目標値の母数の定義（炊飯棟のみの利用者、バーベキュー場利用者、日帰り利用者を含むか）をご教示ください。あわせて、キャンプ場単独での過去3か年の利用者数実績をご教示ください。	仕様書P1に記載のとおり、令和13年度にキャンプ場年間利用者数2,700人以上を達成する目標としています。目標値2,700人は、炊飯棟のみの利用者、日帰り利用者を含む数値です。キャンプ場利用者（炊飯棟のみの利用者等含む）の実績はP3記載のとおりです。尚、バーベキュー場は、申請手続きがないため、正確な利用者実績は把握していません。
31	仕様書（丸火自然公園）	3	4（1）ア（ウ）	予約管理について、現行の受付方法及び使用しているシステム（丸火自然公園の「集客システム利用料」の内容を含む）をご教示ください。また、市の公共施設予約システムとの連携が必要でしょうか。指定管理者が独自のシステムや既存のサービスを導入することは可能でしょうか。	現行の受付方法は、現指定管理者が導入しているキャンプ場検索・予約サイト「なっぷ」です。市の公共施設予約システムとの連携については市から求めるものではありません。指定管理者が独自のシステムや既存サービスを導入することは可能です。
32	仕様書（丸火自然公園）	6	4（3）維持・修繕費表	樹林資源（残材・落葉）の活用について、加工品を製作し販売による収益を得ることは認められますでしょうか。また、現行の薪の仕入価格・販売価格及び年間数量をご教示ください。	加工品を作製し販売による収益を得ることは認めます。現行の薪の仕入価格・販売価格及び年間数量については、仕入価格はおよそ350円、販売価格500円、令和7年度は800個以上の販売実績がありました。